

米国のEPS会計基準案

制度調査部
古頭 尚志

FASBが公開草案の改訂版を公表

【要約】

2005年9月30日、FASB（米国財務会計基準審議会）は「EPS（1株当たり利益）」に関する公開草案の改訂版を公表した。

FASBはIASB（国際会計基準審議会）との間で会計基準のコンバージェンス（収斂、統合）プロジェクトを進めている。本件はその一環として1997年2月に公表されたFASB Statement No.128「Earnings per Share」（FASB財務会計基準書第128号「1株当たり利益」）を改訂し、国際会計基準（IAS）との調和を試みるものである。

basic EPS（基本1株当たり利益）、diluted EPS（潜在株式調整後1株当たり利益。「希薄化（後）1株当たり利益」と訳されることもある）の計算方法の見直し等が提案されている。

ここでは本草案の他、EITF（FASBの緊急問題専門委員会）から公表されたCo-Co α （Contingently Convertible debt instrument、条件付転換負債証券）の取扱基準に関する草案や、2005年6月に公表された少数株主持分の取扱基準の内容（EPSに関する部分）を紹介する。

1.はじめに

2005年9月30日、FASBは「Proposed Statement of Financial Accounting Standards - Earnings per Share - an amendment of FASB Statement No.128 - Revision of Exposure Draft Issued December 15,2003」と題するレポートを公表した¹。直訳すると「財務会計基準に関する提案書 - 1株当たり利益 - FASB財務会計基準書第128号の改訂 - 2003年12月15日公表の公開草案の改訂」と長い表題であるが、要するに1株当たり利益の算定基準に関する草案の改訂版である。

1997年2月に策定された1株当たり利益（以下、EPSと表記する）に関するFASB財務会計基準書（以下、FAS）第128号では、IASBとのコンバージェンス・プロジェクトに基づき、見直し作業が進められている。今回の草案は2003年12月15日に公表された公開草案の改訂版である。主な項目は、強制転換証券（発行体側の意向で強制的に株式に転換される証券）の取扱い、EPSの計算基準の変更などに関するものである。

FASBでは、2005年11月30日までの2ヶ月間に渡って本草案に対するコメントを募集し、2006年6月15日以後に終了する中間及び年次決算より適用するとしている。

¹ 本稿で登場するFASBの基準書等は、全てFASBのウェブサイト（<http://www.fasb.org/>）から入手できる。



また、EPS に関しては、2004 年 7 月 19 日、FASB 内の組織である EITF がいわゆる Co-Cos の取扱いに関する草案を公表しており、2005 年 6 月 30 日には少数株主持分の取扱いに関する草案も公表されている。

本稿では、9 月 30 日の公開草案を中心に、上に掲げた他の草案も紹介し、FASB における EPS 会計基準の改訂状況を概観する。

2 .EPS の概要

米国の EPS に関連する概念・用語は、FAS128 号の 171 項等に定義されている。下の表は、その中から主なものを抜粋し、仮訳を付してまとめたものである。

EPS の概要 (米国)

項 目	内 容
EPS の目的	一会計年度にわたる企業の業績を測定すること
普通株式 (common stock)	発行企業の他の株式の全てに劣後する株式
EPS の算定式	= $\frac{\text{普通株主に帰属する利益}}{\text{加重平均株数}}$ 注 1
潜在普通株式 (potential common stock)	証券または他の契約で、その所有者に普通株式を期中またはその後に取得する権利を付与するもの
ワラント (warrant)	所有者に当該証券の条件に沿って普通株式を取得する権利を与える証券 通常は特定の対価に基づく
転換証券 (convertible security)	転換レートに基づいて他の証券に転換できる証券 例えば、普通株式 2 株に転換できる転換優先株式など
条件付発行株式 (contingently issuable shares)	条件付株式契約(contingent stock agreement)に基づいた一定の条件を満たすこと によって、わずかな対価もしくは無償で発行される株式 注 2
希薄化 (diluted)	転換証券の転換、オプションやワラントの行使、あるいは一定の条件を満たしたこと によって他の株式が発行されたと仮定した結果、EPS が低下すること
潜在株式調整後 EPS (diluted EPS)	= $\frac{\text{普通株主に帰属する利益} + \text{転換を仮定した場合の影響}}{\text{加重平均株数} + \text{希薄化性のある潜在普通株式数}}$
自己株式方式 (treasury stock method)	潜在株式調整後 EPS の計算において、オプションやワラントを行使して得られる入 金額の用途を認識する方法。入金額はすべて期中の平均市場価格で普通株式を購入 するために使われたと仮定する
転換仮定方式 (if-converted method)	期首(もしくは発行時)に、転換証券が転換されたと仮定して EPS を計算する方法

(注 1)加重平均株数とは、期中に流通しまたは流通すると仮定して算出する平均株数を言う。

(注 2)条件付株式契約とは、(通常はパーチェス法による企業結合に関連して)一定の条件を満たすことにより普通株式を発行する契約を言う。

参考までに、ASBJ(企業会計基準委員会)が策定した日本の会計基準・適用指針における概念・用語についても次ページにまとめておく。

EPS の概要 (日本)

項 目	内 容
EPS の目的	普通株主に関する一会計期間における企業の成果を示し、投資家の的確な投資判断に資する情報を提供すること
普通株式	商法上のいわゆる普通株式 (改正案では「株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式」)
EPS の算定式 注 1	$= \frac{\text{普通株式に係る当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}}$ $= \frac{\text{損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額(優先配当額など)}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}$
潜在株式	保有者が普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準じる権利が付された証券又は契約。ワラントや転換証券など
ワラント	保有者が普通株式を取得することのできる権利又はこれに準じる権利をいい、例えば新株予約権が含まれる
転換証券	普通株式への転換請求権若しくはこれに準じる権利が付された金融負債(転換負債)又は普通株式以外の株式(転換株式)をいい、例えば、一括法で処理されている新株予約権付社債や転換予約権付株式が含まれる 注 2
条件付発行可能普通株式	特定の条件(ただし、単に時間の経過により条件が達成される場合を除く。)を満たした場合に普通株式を発行することとなる証券又は契約
希薄化	潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算定した 1 株当たり当期純利益 (= 潜在株式調整後 EPS) が、EPS を下回ること
潜在株式調整後 EPS	$= \frac{\text{普通株式に係る当期純利益} + \text{当期純利益調整額}}{\text{普通株式の期中平均株式数} + \text{普通株式増加数}}$
自己株式方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ワラントが存在する場合に、希薄化を反映させる方式 ・期中平均株価が行使価格を上回る場合、期首にワラントが行使されたと仮定し、また、行使による入金額は、自己株式の買受に用いたと仮定するもの
転換仮定方式	<ul style="list-style-type: none"> ・転換証券が存在する場合に、希薄化を反映させる方式 ・1株当たり当期純利益が転換証券に関する増加普通株式 1株当たり当期純利益調整額を上回る場合、転換証券が期首に普通株式に転換されたと仮定するもの ・この結果、転換証券は当期には存在しなかったものとみなされる

(注 1)日本では、計算式の分子部分が当期純利益のみを対象にしている。FAS では「普通株主に帰属する利益 (income available to common stockholders)」である。

(注 2)対象とする転換証券は、金融負債又は普通株式以外の株式の対価部分と普通株式への転換請求権又はこれに準じる権利の対価部分とに区分せず一体として処理する方法(一括法)により会計処理されたものに限る。

3. 2005 年 9 月 30 日の公開草案について

公開草案は、FAS128 号のうち、改訂の対象となる箇所とその関連箇所のみを抜粋し、FAS128 号、及び 2003 年 12 月に公表した草案に対する修正提案を示す形式となっている。構成は次の通りで、Summary などの添付文 7 ページ、草案本体 24 ページからなる。

構成 (本体部分)

- ・序文
- ・FAS128 号に関する修正
- ・適用時期
- ・補遺 A : 背景と結論
- ・補遺 B : EITF の論点に対する影響

まず、**2003年12月草案**で提案された主な修正項目を列挙する。

強制転換証券 (mandatorily convertible security)

- ・「強制転換証券に関しては、転換が強制となった時点から、転換された場合に発行される株式を含めて基本 EPS を計算する」旨を追加。

普通株式または現金で決済される契約

- ・「普通株式または現金で決済される契約は普通株式で決済されると想定されることになるが、過去の経験や書面上の指針により、現金で決済されると想定することが合理的である場合は除外される」との規定を削除し、普通株式により決済されるとの想定を反駁することは認めないこととした。即ち、上記の事情がある場合でも、希薄化が生じていれば株式を発行して決済したものとし、潜在株式調整後 EPS を計算することとした。

年度中の特定日までの潜在株式調整後 EPS を計算する際の分母に算入される増加株式数

- ・FAS128号では各四半期の数値を加重平均していたが、年度中の特定日までの期間の平均市場価格を用いて算出することに変更した（自己株式方式を適用する場合のみ）。

次に、**2005年9月草案**で提案された主な修正・追加項目を示す。

強制転換証券

- ・定義を明示：「特定の、または確定可能な将来の日付（時期）、もしくは発生が確実な特定のイベント時に、わずかな対価または無償で一定数の普通株式に転換することを保有者に強制するもの」。
- ・「強制転換証券に関しては、希薄化や逆希薄化()が生じる可能性があっても、転換が強制となった時点から、転換された場合に発行される株式を含めて基本 EPS を計算する」旨を追加。

逆希薄化とは、希薄化効果を算定した結果、逆に EPS が増加してしまうことを言う。

株式に基づく報酬 (Share-Based Payment Arrangements) のうち「負債に分類され、株式によって決済される可能性のある契約」に対して自己株式方式を適用する場合 注

- ・「株式が発行されることによって消滅する負債の帳簿価格」を仮定入金額として計算する旨を追加。

普通株式または現金で決済される契約

- ・普通株式により決済されると仮定し、潜在株式調整後 EPS に含めることを明確化。
- ・株式決済が破産時に限られている場合は、例外的に現金での決済を想定することを追加。

年度中の特定日までの条件付発行株式による増加株式数

- ・FAS128号では加重平均によるとの注書きが付されていたが、同注書きを削除。
- ・四半期の数値からは独立して、年度中の特定日までで計算することを Summary で説明。

(注)いわゆる SAR (Stock Appreciation Rights) などを指すと思われる。SAR は株式増価受益権などと訳され、期末株価と権利行使価格の差額を、株式または現金で受領できる報酬契約である。

次の表は、前ページの内容を基に、FAS128号、2003年12月の公開草案、及び今回の公開草案を比較し、改訂項目を一覧にしたものである。

比較一覧

テーマ	項	FAS128号	2003年12月草案	2005年9月草案
強制転換証券	10 171	記述なし	転換が強制となった時点より基本EPSに含める	定義を追加 希薄化・逆希薄化が生じる場合でも基本EPSに含める
株式に基づく報酬に自己株式方式を適用する際の仮定入金額	21	3類型を規定 注1	変更なし	対象が「負債に分類され、株式で決済される可能性のある契約」である場合、「株式発行により消滅する負債の帳簿価格」を仮定入金額とする
普通株式又は現金で決済される契約	29	過去の経験や指針から現金決済が合理的に予想される場合は、現金で決済されると仮定できる	左記の規定を削除	株式決済を破産時のみとしている場合を除き、いかなる場合でも株式で決済されると仮定しなければならない
条件付発行株式による増加株式	30	年度中の特定日までの計算は加重平均による（注書きで規定）	変更なし	左記 FAS128 号の注書きを削除 四半期の数値からは独立して計算する 注2
年度中の特定日までの diluted EPS における増加株式数（自己株式方式）	46	各四半期の増加株式数を加重平均	年度中の特定日までの平均市場価格を用いて算出	2003年12月草案と同じ

(注1) FAS128号では次の ~ の合計と規定。2005年9月草案ではさらに上記のとおり が追加され、 ~ の合計となった。

行使時に従業員が支払う金額がある場合はその金額

将来の労務に対する報酬費用で未認識の金額

オプションの行使を仮定して資本準備金に貸記されるはずの税の軽減額がある場合はその金額

負債に分類され、行使または株式発行によって消滅する契約がある場合は、EPSが計算される期末時点における（消滅する）当該負債の帳簿価格

(注2) 30項では注書きが削除されているのみであり、「四半期の数値から独立して」との説明は Summary の中でなされている。

4. Co-Cos の取扱いについて

Co-Cos とは、Contingently Convertible Debt instruments (条件付転換負債証券)の略であり、発行体の株式の市場価格が一定水準を越えた場合(市場価格トリガー)に当該発行体の普通株式に転換できる証券を言う。

2004年7月19日に公開された EITF の草案では、例を挙げてその商品性を説明している。以下に仮訳を付する。

Co-Co は通常、その発行日時点における対象株式の市場価格を越える転換価格を有しており、転換価格を越える市場価格トリガーが設定されている。例えば、ある Co-Co が 1,000 ドルで発行され、普通株 10 株に転換可能であるとする。関連する価格の典型的な関係は次のようになる。

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| • Co-Cos 発行日時点の普通株の価格 | - 80 ドル |
| • 理論上の転換価格 | - 100 ドル (1,000 ドル/10 株) |
| • 転換可能価格 “市場価格トリガー” | - 120 ドル |

草案の意図するところは、前出の例を用いれば次のようになる。

市場価格トリガーは転換価格よりも高いので、市場価格トリガーのない転換負債証券に比べ、当該証券は転換されにくい。大抵の発行体は、市場価格トリガーに達しない限り、つまり、特定の時点の普通株の市場価格が 120 ドルを越えない限りは、潜在株式調整後 EPS に当該証券の希薄化効果を含めない。逆に、もし当該証券に市場価格トリガーがなかったとしたら、当該証券の希薄化効果は、当該証券の発行日から（たとえば、株価が基となった転換価格を越えない場合でも）潜在株式調整後 EPS に含めることになる。

専門委員会では、市場価格トリガー（あるいは他の条件）が満たされたかどうかに関わらず、（希薄化する場合は）Co-Cos を潜在株式調整後 EPS の計算に含める、との結論に達した。

発行体である企業としては、転換が不可能な状況（すなわち、Co-Cos においては発行体の株価が市場価格トリガーに達していない状況）の下であれば、潜在株式調整後 EPS の計算から除外する方法も不合理とは言えないため、株式への転換が強く見込まれる水準（Co-Cos においては転換が可能となる市場価格トリガーに達した時点）に至るまでは、除外して計算することも考え得る。

この点 EITF は、市場価格トリガーに達していなくても計算に含めることを明確にしたのである。

本草案は 2004 年 12 月 15 日以後に終了する事業年度より適用されている。

5. 少数株主持分の取扱いについて

2005 年 6 月 30 日、FASB は ARB51 号の改訂を内容とした公開草案を公表した。

ARB とは会計手続委員会の「会計調査公報」であり、同委員会は 1959 年 9 月 1 日付けで APB（会計原則審議会）に再編成されている。

本草案は連結財務諸表に関するガイダンスであり、「連結財務諸表、子会社における少数株主持分の会計と報告を含む」と題されている。この中で少数株主持分（Noncontrolling interests）の EPS 上の取扱いについても触れている。これによれば、EPS に関する情報は支配持分株主のために公表されるものであり、連結財務諸表上の EPS に関するデータは、少数株主持分を除いた支配持分の金額のみを用いて計算することとしている。

この規定に合わせ、FAS128 号について「common stockholders」「common shares」等の後に「of the parent」を追加するなど、用語・表現上の修正が提案されている。

2005 年 10 月 28 日までコメントを募集し、2006 年 12 月 15 日以後に開始する事業年度から適用される予定である（早期適用あり）。

6. おわりに

EPS に関する米国会計基準と国際会計基準は、歩調を合わせる形で改訂作業が進められており、2005 年 9 月 20 日～22 日に開催された第 49 回 IASB 会議でも、両者の短期統合化プロジェクトとして議題に上っている(ASBJ のウェブサイト参照。ただし議論の詳細は紹介されておらず不明)。

我が国でも IASB とのコンバージェンス・プロジェクトが進行中であるが、EPS の算定基準に関し、現時点で同プロジェクトの検討項目とはなっていない。2005 年 7 月に CESR (欧州証券規制当局委員会) が公表した各国会計基準の同等性評価に関する技術的助言(Technical Advice)においても、EPS を規定する IAS (国際会計基準書) 33 号との差異は「重大ではない」とされている²。

かつては日米間の会計基準に若干の差異が認められていたが、2002 年 9 月に ASBJ が「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」等を策定・公表した結果、基本的には両者に大きな差異はあまり見られなくなっている。ただし、本稿で紹介した米国基準の改訂については異なる点もあるので、日本基準との比較一覧を次ページに付した。

ちなみに日本では、2005 年 9 月 22 日に ASBJ が「1 株当たり当期純利益に関する会計基準(案)」「同適用指針(案)」を、10 月 19 日には「同実務上の取扱い(案)」³を公表している。

もっとも、これらは会社法の制定や「役員賞与に関する会計基準(案)」の公表に伴う所要の改正を行なったものであり、FASB の作業と連動するものではない。

制度調査部から解説レポートが公開されているので、詳しくはそれらを参照されたい⁴。

さらに制度調査部では、ASBJ の「会計基準(案)」「適用指針(案)」に対し、更なる検討を要するとのコメントを作成し、送付した⁵。BPS (1 株当たり純資産) の分子から新株予約権等を控除する取扱いが市場に混乱をもたらす可能性を指摘する一方、MSCB (転換価格修正条項付き転換社債) や Co-Cos の取扱い基準に関する検討を求めるものである。

この点に関しては、日本証券アナリスト協会からも同様の指摘がなされている⁶。

² 原文は CESR のウェブサイト (<http://www.cesr-eu.org/>) から入手できる。内容は次のレポートで解説されている。

齋藤 純、「EU、日本企業に追加開示等を義務付け-EU で進む第三国 GAAP の同等性評価プロジェクト -」(2005 年 7 月 7 日)

³ ASBJ のウェブサイト (<http://www.asb.or.jp/>) を参照。

⁴ 吉井一洋、「EPS の新会計基準案-BPS の算定に問題あり-」(2005 年 10 月 19 日) を参照。

⁵ 吉井一洋、「BPS に「新株予約権」を含めるべき! -ASBJ の会計基準案へのコメント-」(2005 年 10 月 20 日) を参照。

⁶ 日本証券アナリスト協会のウェブサイト (<http://www.saa.or.jp/research/kaikei.html>) を参照。

日米基準の比較（FASB 改訂案等に関する項目と日本の現行制度） [基準] = 会計基準、[指針] = 適用指針

項目	米国	日本
強制転換証券	希薄化・逆希薄化が生じる可能性があっても、基本 EPS に含める	注 1 を参照
株式に基づく報酬に自己株式方式を適用する場合の仮定入金額	<ul style="list-style-type: none"> 行使時に従業員が支払う金額 将来の労務への報酬費用で未認識の金額 オプションの行使を仮定して資本準備金に貸記されるはずの税の軽減額 負債に分類され、株式で決済される可能性のある契約の、株式発行により消滅する当該負債の帳簿価格 以上の金額の合計	行使時に従業員が支払う金額のみ
普通株式又は現金で決済される契約	株式決済を破産時のみと規定している場合を除き、株式で決済されると仮定して、潜在株式調整後 EPS を計算する	「すべて転換されたと仮定」して計算する [基準 28 項]
年度中の特定日までの条件付発行株式による増加株式	四半期の数値からは独立して、年度中の特定日までで計算する	「期末を条件期間末としたときに当該条件を満たす場合には」「期首又は発行時においてすべて行使（転換）されたと仮定」して計算する [指針 29][基準 27(1)、31]
年度中の特定日までの diluted EPS における増加株式（自己株式方式）	年度中の特定日までの平均市場価格を用いて計算する	「存在する期間の平均株価」で計算する [基準 27]
Co-Cos の取扱い 注 2	転換条件を満たさなくても diluted EPS に含める	「条件を満たす場合」には潜在株式に含め、潜在株式調整後 EPS を算定する [指針 32]
少数株主持分の取扱い	連結財務諸表上の EPS は、少数株主持分を除いて計算する	「普通株主に帰属しない金額」は EPS の計算式の分子から除かれるため、連結財務諸表上の EPS では、少数株主持分は除かれると考えられる [基準 12、14]

(注 1) 日本の強制転換条項付株式（商法 222 条の 8。新会社法では 108 条 1 項 6 号の取得条項付株式）に相当すると考えられる（ただし、対価として普通株式を発行する場合に限る）。この場合、日本基準では条件付発行可能株式として、条件を満たしている場合は当然に基本 EPS に含め、期末を条件期間末としたときに条件を満たす場合は、潜在株式調整後 EPS に含めることになる[指針 28、29、説例 5]。

(注 2) 日本では「転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債」の名称で発行されたケースがある。